

神戸市外における災害被災者のための市営住宅一時使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、風水害等の災害（以下「災害」という。）の発生により、神戸市外において居住が困難となった者に対し、市営住宅を応急施設として一時使用させる際の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害被災者 神戸市外の災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域において、現に自ら居住していた住宅が災害により被災し、居住が困難となった者をいう。
- (2) 被災自治体 災害被災者が被災した地域の地方公共団体をいう。
- (3) 一時使用 緊急避難として市営住宅を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用許可を受けて、期間を限定して使用することをいう。
- (4) 一時使用住宅 第6条第2項の規定による使用許可を受けて提供される市営住宅をいう。

(対象者)

第3条 一時使用によって入居を認められる災害被災者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 他に居住先を確保できないこと。
- (2) 被災自治体から、り災証明書又は被災証明書（以下「り災証明書等」という。）を発行された者（発行される見込みの者を含む。）であること。
- (3) 入居者及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(使用期間)

第4条 使用期間は、原則として1年以内とする。ただし、従前の住宅再建等の事情によって市長が特段の事由があると認めるときは、使用許可を更新できる。

- 2 前項の使用期間の更新は、当初の使用開始日から起算して2年以内の期間を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、被災自治体から延長依頼がある場合においては、当該依頼に定める供与期間末日まで使用許可を更新できる。

(使用料)

第5条 前条に定める一時使用許可期間中の市営住宅使用料は、更新期間も含めて免除とする。

(申請手続き及び使用許可)

第6条 一時使用を希望する災害被災者は、「行政財産使用許可申請書」に、次の各号に定める書類を添付し、市長あてに提出するものとする。

- (1) り災証明書等
- (2) 入居者一覧表
- (3) 誓約書兼申立書
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請について、第3条各号の条件を満たす者に対し、その使用を許可し、申請者あてに「行政財産使用許可書」を交付する。

(使用許可の更新)

第7条 第4条第1項及び第3項に定める使用期間の更新を希望する災害被災者は、「行政財産使用許可申請書」に市長が必要と認める書類を添付し、市長あてに提出するものとする。

(提供住宅の選定)

第8条 一時使用に供する住宅は、あらかじめ建築住宅局長が決定する。

(条例等の遵守)

第9条 一時使用の許可を受けた災害被災者は、一時使用住宅を使用するにあたり本要綱に定めのない事項に関しては神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)、同条例施行規則(昭和35年4月規則第9号)及び関係法令並びに第6条第2項に規定する「行政財産使用許可書」に定める許可条件を遵守するものとする。

(明渡しの請求等)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、一時使用の許可を取消し、一時使用住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 不正の行為により一時使用許可を受け入居したとき。
- (3) 正当な理由なく15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき。
- (6) その他市長が市営住宅の管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた災害被災者は、速やかに一時使用住宅を明渡さなければならない。

3 災害被災者が第4条各項に定める使用期間を超えて使用を続ける場合及び一時使用の許可が取消された以降も使用を続ける場合、損害金として一時使用住宅の近傍同種家賃相当額を請求できる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

(経過措置)

2 平成 23 年東日本大震災に伴う被災者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱及び平成 30 年 7 月豪雨に伴う被災者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱に基づいて一時使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。